

総 会 議 事 録

1. 開催日時 平成27年10月9日(金) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市役所 二階大会議室

3. 農業委員 27名中26名出席し、その氏名は次のとおり

1番 國岡道夫	2番 太田修	3番 松本英樹
4番 尾上昭則	6番 高原敏正	7番 大河原誠
8番 大森一廣	9番 片岡一矢	10番 木下泉
11番 宇津木利正	12番 太田一己	13番 川野実重
14番 河崎繁	15番 雪上勲	16番 古澤直通
17番 高原峯夫	18番 大森茂利	19番 藤澤美芳
20番 長船裕一	21番 永守修一	22番 久山英之
23番 上村善亮	24番 石黒五月	25番 大内美智子
26番 原野健一	27番 石原芳高	

欠席委員

5番 小西勝正

4. 議事に参与した者

事務局長 日並 洋一郎

事務局 河原 克仁

事務局 心光 浩太

5. 議事内容

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農地法第4条許可申請について

第3号議案 農地法第5条許可申請について

第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用
権設定・利用権移転)

そ の 他

事務局 開会を宣言する（午前9時30分）
定刻になりましたのでただ今から平成27年度瀬戸内市農業委員会、第7回の総会を始めさせていただきます。
まずはじめに木下会長よりごあいさつを申し上げます。

議長(会長) おはようございます。平成27年度第7回目の農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、お忙しい中みなさまにご出席をいただきましてありがとうございます。農地法の改正につきまして、農業委員の選定については地域の推薦という項目が非常に重要なものになっております。その上で委員の皆様には地域の芯となって動いてもらわなければならない立場になります。新制度を十分把握の上、今後の指導していただければ幸いです。非常に忙しい時期とは存じますが今後研修会等には積極的に参加いただければと思います。それでは本日は件数も少ないですが適正な審査をよろしくお願いします。

事務局 長 ただいま出席委員数は定数27名のうち25名ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告いたします。なお、5番・小西委員からは欠席の届出が出ていることを申し添えます。また、22番・久山委員は少し遅れているようですがこのまま進行いたします。

議長 以降の議事の進行につきましては木下会長よろしく申し上げます。

議長 それでは本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。本日の署名委員さんに26番・原野委員さん、27番・石原委員さん、よろしく願致します。

議長 それでは、早速議題の方に入らせて頂きます。

事務局 第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは本日の議案の説明に入らせて頂きます。座って説明させていただきます。農地法第3条許可申請についてでございます。それでは1番案件です。

【1番案件】

譲受人「■■■■番地 ■■■■ 歳 ■■■■」。譲渡人「■■■■番地 ■■■■ 歳 ■■■■」。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,700㎡。譲受人の農地までの距離は900m。耕作面積は44,905㎡。家族数及び耕作者数は2名。取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるもの。なお所有権移転で10aあたり■■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率

的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は法人であります但し農業生産法人の要件を満たしているため問題はありません。

第2項第3号について、信託ではないため適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人「■■■」さんが田として耕作しており、譲受人の「■■■」さんは譲受後も同様に田として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の■■委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済みです。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【2番案件】

譲受人「■■■■番地 ■■■ ■歳 ■■■」。譲渡人「■■■■番地 ■■■ ■歳 ■■■」。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,225㎡。譲受人の農地までの距離は300m。耕作面積は22,715㎡。家族数は4名で耕作者数は2名。譲受人の取得理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるもの。なお所有権移転するもので10aあたり■■となっております。第2項第1号について、譲受人の「■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は法人であります但し農業生産法人の要件を満たしているため問題はありません。

第2項第3号について、信託ではないため適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人「■■■」さんが田として耕作しており、譲受人の「■■■」さんは譲受後も同様に田として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の■■委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

【3番案件】

譲受人「■■■■番地 ■■■ ■歳 ■■■」。譲渡人「■■■■番地 ■■■ ■歳 ■■■」。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は1,597㎡。譲受人の農地までの距離は500m。耕作面積は43,452㎡。家族数は5名で耕作者数は3名。譲受人の取得理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるもの。なお所有権移転するもので10aあたり■■となっております。第2項第1号について、譲受人の「■■■」さんは、経営農地を全て適切に耕作、管理するに十分な機械の能力を保有しており、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は法人であります但し農業生産法人の要件を満たしているので問題はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人「■■■」さんが田として耕作しており、譲受人の「■■■」さんは譲受後も同様に田として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の■■委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

事務局からの説明は以上です。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。続きま

して、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。まず1番案件の担当委員さん■番・■■委員さんをお願いします。

■ 番 委 員 ■番・■■です。譲渡人の■■■さんは現在高齢であり、また後継者もないということで、今回譲渡するということになりました。特に問題ありませんのでよろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして2番案件の担当委員さん■番・■■委員さんをお願いします。

■ 番 委 員 ■番・■■です。この案件については、■■■さんが■■■さんの叔父にあたり■■■さんも元々田んぼをされていたので譲渡するということがまとまりました。問題ありませんのでよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。続きまして3番案件の担当委員さん■番・■■委員さんをお願いします。

■ 番 委 員 ■番・■■です。この案件について、譲受人の■■■さんは酪農を営まれておりすでに農地を所有されています。今回■■■さんの農地を譲り受けるということで話がまとまりました。問題ありませんのでよろしくお願いします。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは担当委員さんのご意見終わりました。何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。
(意見なし)

議 長 ご意見ないので、採決に入らせていただきます。
ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請について、許可に賛成の方、挙手願います。
(賛成者挙手)

議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させていただきます。
それでは、続きまして第2号議案、農地法第4条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは第2号議案、農地法第4条許可申請についてご説明いたします。1ページ目下段をご覧ください。

【1番案件】

1番案件に参ります。申請人「■■■■番地■ ■■ ■■■」。土地の所在地は「■■■■」。地目は「畑」。面積は19㎡。転用目的は「墓地」で、施設の概要は「墓地用地 19㎡」です。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は■■となっております。資金は、自己資金が■■です。隣地の被害はありません。なお転用申請するもので農用地区域外農地です。場所につきましては、資料4ページをご覧ください。

■■■■から■へ約350mに位置しております。

以上で事務局からの説明を終わります。

事務局 それでは第3号議案、農地法第5条許可申請についてご説明いたします。2ページをご覧ください。

【1番案件】

1番案件に参ります。譲受人「■■■■番地 ■■ ■■■」。譲渡人「■■■■番 ■■■ ■■■」。土地の所在地は「■■■■」。地目は「畑」。面積は453㎡。転用目的は「露天駐車場」、施設の概要は「駐車場 453.00㎡」です。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は■■■となっております。資金については、自己資金が■■■です。隣地の被害はありません。なお、所有権移転するもので10aあたり■■■となっております。また転用農地は農用地区域外農地です。また、場所につきましては資料5ページを御覧ください。■■■■から■■へ約100mのところに位置しております。

【2番案件】

それでは2番案件に参ります。借人「■■■■番地 ■■ ■■■ ■■」。貸人「■■■■番地 ■■ ■■■」。土地の所在地は「■■■■」。地目は「畑」。面積は167㎡。転用目的は「一般住宅」。施設の概要は「住居 1棟 78.66㎡」。建坪率は「47.10%」。農地区分は第3種農地で、10aあたりの収量は■■■となっております。資金については、自己資金■■■です。隣地の被害はありません。なお使用貸借権設定するもので、10aあたり■■■となっております。なお転用農地は農用地区域外農地です。場所につきましては資料6ページをご覧ください。■■■■から■■へ約100mのところに位置しております。

議長 はい、それでは続きまして、担当委員さんのご意見をお願いしたいと思います。まず1番案件の担当委員さん、5番・小西委員さんですが、本日欠席しておりますので事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは事務局より説明いたします。この案件につきましては、譲受人の方は自宅を本社にして運送業を営んでおります。現在運送車両の駐車場として、瀬戸内市内に2カ所借りておりますが、そのうち1カ所については地主に土地を明け渡すことになったので代替地を選定したところ、申請地の所有者との間で話がまとまり土地を取得できることになりました。場所的にも本社の西隣の土地であり、毎日の業務を行う上で最適地と判断し選定したということです。また、排水の同意等地区の同意も得られておりますので問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、2番案件について■■番・■■委員さん、お願いいたします。

- 番 委 員 ■ 番・■ ■ です。それでは2番案件について説明いたします。申請人は親子関係にあり、畑が親の名義なので、この畑地を借りるといふかたちで、ここの土地に家を建てたいということです。これに関して隣地の承認、排水関係などについて地区の行政委員さんと土木委員さんのそれぞれの役員さんから了承済みということで問題ないと思います。審議のほどよろしくお願いします。
- 議 長 ありがとうございます。ただいまの第3号議案につきまして皆様のご意見をお願いしたいと思います。何かご意見、ご質問ありましたらお願いいたします。
- (意見なし)
- 議 長 はい、ご意見ないようですので、採決に入らせて頂きます。
- 第3号議案、農地法第5条許可申請について、1,2番の許可に賛成の方は挙手をお願いします。
- (賛成者挙手)
- はい、全員賛成ということで、許可を決定いたします。続きまして第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定、利用権移転)ということで、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 それでは第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてご説明いたします。資料3ページをご覧ください。
- 【第4号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画を議案書をもとに朗読】
- 議 長 はい、ただ今の第4号議案につきまして何かご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
- (意見なし)
- 議 長 ご意見ないようですので、第4号議案につきましては、以上、報告承認とさせていただきます。
- それでは最後のその他の項目に入らせて頂きます。事務局の方お願いします。
- 事 務 局 次回の農業委員会の総会のご案内をさせていただきます。今回は、11月11日水曜日の午前9時30分から、瀬戸内市役2階の大会議室にて開催の予定といたしております。また、今後の予定を申し上げますと、12月11日水曜日に開催予定です。事務局からは以上です。
- 議 長 それではご意見もないようですので、これをもちまして、平成27年度第5回総会を閉会とさせていただきます。
- ありがとうございます。
- (午前9時55分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

平成27年10月9日

議 長

署名委員

署名委員